

中国における商標の類否判断 についての質問事項

日本弁理士会 産業競争力推進委員会
鷺 健志

質問1： 中国における商標の類否判断基準

次の事項を説明していただきたい：

- (1) 商標の類似の定義
- (2) 判断主体
- (3) 観察方法
- (4) 判断基準時
- (5) 判断手法
- (6) 商標の外観、称呼、観念のうち、特に重視されるものがあるか。
- (7) 商標の類否判断の際、商標を使用する商品の取引の実情は考慮されるか。

質問2：

**登録審査の場合と、
侵害訴訟の場合とで、
商標の類否判断基準に相違があるか。**

質問3：

- (1) **ピンイン商標と漢字商標との類否判断基準について説明していただきたい。**
- (2) **商標局の994年審査準則が、2001年基準のように変更された。この変更の内容とその理由を解説していただきたい。**

1994年 「商標審査準則」

- (1) 漢字商標が既登録又は先出願である場合、後出願のそのピンイン商標は、類似商標となる。

しかし、ピンイン商標が既登録又は先出願である場合、後出願のその漢字商標は、拒絶されない。その漢字商標のピンイン商標を使用できないだけである。

但し、先権利を有するピンイン商標が特別な意味を有する場合はこの限りでない。

- (2) 漢字とピンインの結合商標同士は、漢字が同一で、ピンインが異なる場合、一般に類似商標となる。

2001年 「ピンイン商標と漢字商標との 類否判断基準」

- (1) 漢字商標とそのピンイン商標とは一般に類似商標でない。
但し、先権利を有する商標が特定の意味を有する場合
又は著名商標である場合は除く。
- (2) ピンイン商標と、ピンインと漢字(対応しているか否かを問
わない)の結合商標とは、一般に類似商標である。
- (3) 先商標がピンイン商標である場合、それと類似する後のピ
ンイン商標は、一般に類似商標である。
- (4) 漢字とピンインの結合商標と、漢字が異なりピンインが同
一の結合商標とは、一般に類似商標でない。

質問 4 . 商標審査準則 (1994年12月)

- (1) 漢字及び字数が同一であって、
左右の配列が逆である商標は、
意味が変わらない又は特定の意味がない場
合、
類似商標となるか。

(例) ・ 福尔佳 と 佳尔福

質問 4 . 商標審査準則 (1994年12月)

- (2) 3文字以上で構成され、確定した意味の無い商標は、配列順序が同一、或いは配列順序が異なるが発音が類似し、字形が類似する場合、類似商標となるか。

(例)・ HILL WORLD HIGHT と
HILL KIND HIGHT

質問 4 . 商標審査準則 (1994年12月)

(3) 意味の無い外国語文字商標同士の関係

次の両商標は類似商標となるか。

(例) ・TWT と TMT

・EVF と EUF

質問 4 . 商標審査準則 (1994年12月)

(4) 数字商標は、数字が同一で配列順序が同一或いは字形が類似する場合、類似商標となるか。

(例) ・ 707 と 701、709

・ 868 と 869

・ 909 と 606

・ 916 と 619

・ 767 と 797

質問5．外文商標審査準則（2001年12月）

観念が異なる又は観念が無い商標は、
発音又は字形が類似し、誤認を生じさせ易い場合、
類似商標となるか。

(例) ・ DEKA と DEKO

・ DEKA と DEYA

・ MOON と MOOM

・ ZOOM と ZOON

・ FIBREX と FIBRE

・ CROCODILE と CAROGODEL

質問 6 . 次の商標は類似商標となるか否か

(例)

- ・ ACRYPET と ACRYSET (国際分類第1類)